

畜産物等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金の配分基準について

制 定 令和 3 年 12 月 24 日付け 3 畜産第 1342 号
最終改正 令和 7 年 12 月 16 日付け 7 畜産第 2127 号 - 1

農林水産省畜産局長通知

畜産物等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金の配分基準については、次のとおりとする。

第 1 都道府県配分額の算定

農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）は、予算を配分するに当たり、本交付金の事業要望の把握に努め、次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

予算額から畜産物等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱（令和 3 年 12 月 24 日付け 3 畜産第 1336 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表 1 の事業内容欄に定める取組のうち、要綱第 11 に定める交付決定を受けた事業実施計画及び食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金等交付等要綱（令和 5 年 3 月 31 日付け 4 畜産第 2810 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表 1 の事業内容欄に定める取組のうち、交付等要綱第 13 第 1 項に定める交付決定を受けた事業実施計画であって、事業実施期間が複数年の事業実施計画の 2 年度目以降の実施に要する継続要望額（畜産物等流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領（令和 3 年 12 月 24 日付け 3 畜産第 1342 号農林水産省畜産局長通知）の別紙様式第 6 号から第 8 号までの都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）の 5 の事業費の内訳の交付金の額を合計した額をいう。）に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。

ただし、要綱第 11 に定める交付決定を受けた事業実施計画のうち次に掲げる事業実施計画については、上記にはよらず、2 により配分するものとする。

ア 前年度に別表 3 に基づきポイントを加算したものの、事業申請時までにその内容を満たしたと認められない事業実施計画

イ 施設整備を伴う、事業実施期間が複数年の事業であって、初年度の取組内容を実施設計（要綱別表 1 の事業内容欄の 8 に係るものを除く。）、要綱別表 1 の事業内容欄の 1 の（1）のみ又は 2 の（1）のみとしている事業実施計画

2 事業実施計画の成果目標等に応じた配分

（1）予算額から 1 に要する額を減じた額の範囲内で、事業実施計画について、別表 1 から別表 4 までに基づき算定したポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順（同ポイントの場合は、事業実施計画

に都道府県が付与した優先順位の高い順（都道府県が付与した優先順位が同一の場合は、要望額の小さい順））に新規要望額（都道府県計画の1の負担区分の交付金として記載した額をいう。）に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付金額として配分するものとする。

なお、前項のただし書のアにより算定する事業実施計画については、要望額から2割を減じて配分するものとする。

（2）事業実施計画1つ当たりの上限要望額は、それぞれ次のとおりとする。

ア 食肉処理施設（と畜（枝肉までの処理）から部分肉加工まで一貫して実施する食肉処理施設をいう。以下同じ。）及び乳製品加工施設（生乳を受け入れ乳製品を製造する需給調整施設を指し、同施設の敷地内に整備され一体的に運用する乳製品高次加工施設を含む。）の整備の取組にあっては、1年度当たり31.5億円

イ レンダリング施設の整備の取組にあっては、1年度当たり20億円

ウ 配合飼料工場の整備の取組にあっては、1年度当たり1億円

エ ア、イ及びウに掲げる取組以外のものにあっては、1年度当たり25億円

（3）（1）により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を要望額の8割を下限とする範囲内で当該都道府県に配分する。

（4）各都道府県のポイントの一番高い事業実施計画に配分する際に、都道府県計画の3の内訳の都道府県附帯事務費の交付金の額を当該都道府県に配分するものとする。

（5）都道府県は、配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等（北海道にあっては、要綱別表1の事業内容の欄に掲げる1から3まで、7（要綱別表1の事業内容の欄に掲げる1から3までの取組に係るものに限る。）又は9の事業は畜産局長、4から6まで、7（要綱別表1の事業内容の欄に掲げる4又は5の取組に係るものに限る。）、8又は10の事業は北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。）が認める場合は、この限りではない。

第2 評価結果の配分への反映

要綱第23第6号に基づく評価結果の交付金の配分への反映は、次に掲げるとおり行うものとする。

都道府県別の成果目標の達成率の過去5か年の平均値（以下「達成度」という。）を算定し、次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるポイントを、当該都道府県から要望される全ての事業実施計画に反映させるものとする。

ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能で事業実施主体の責めに帰すことができない事情がある場合を除く。

この規程において、都道府県別の成果目標の達成率は、都道府県計画の成果目標ごとの達成率に基づき 100%以内で算定するものとする。

達成度	ポイント
80%	0 ポイント
75%以上80%未満	-1 ポイント
70%以上75%未満	-2 ポイント
65%以上70%未満	-3 ポイント
60%以上65%未満	-4 ポイント
60%未満	-5 ポイント

第3 前々年度不用額の配分への反映

1 前々年度の都道府県における交付金の不用額率について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるポイントを、当該都道府県から要望される全ての事業実施計画に反映させるものとする。

不用額とは、都道府県が配分を受けた割当額のうち、未執行となった額をいう。

ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能で事業実施主体の責めに帰すことができない事態により生じた不用額は、適用しない。

前々年度都道府県別不用額率	ポイント
5 %未満	0 ポイント
5 %以上10%未満	-1 ポイント
10%以上	-2 ポイント

2 3者以上の業者から見積りを徴取して都道府県に提出し、都道府県計画の負担区分の交付金に反映させた事業実施計画においては、1の規定を適用しないこととする。

第4 配分基準の考え方の見直し

この通知における配分基準の考え方については、個別事業の成果目標の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

附 則

この通知は、令和3年12月24日から施行する。

附 則

1 この通知は、令和4年12月8日から施行する。

2 1による改正前の本通知に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 1による改正前の本通知に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和6年12月18日から施行する。
- 2 1による改正前の本通知に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和7年12月16日から施行する。
- 2 1による改正前の本通知に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

別表1

メニューごとに整備する施設は、次のとおりとし、類別欄に定める番号ごとに達成すべき成果目標基準、ポイント等は、別表2のとおりとする。

メニュー	施設	類別									
食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業	食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業	食肉処理施設	A 1	A 2	A 3	A 4	A 5	A 6	A 7	A 8	
	食肉処理基幹施設整備事業	食肉処理施設	B 1	B 2	B 3	B 4	B 5	B 6	B 7		
	輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業	食肉処理施設	C 1	C 2	C 3	C 4	C 5	C 6	C 7	C 8	C 9
		食鳥処理施設	C 1	C 2	C 3	C 4	C 5	C 6	C 10	C 11	C 12
		鶏卵処理施設	C 1	C 2	C 3	C 4	C 5	C 6	C 13	C 14	C 15
		畜産物加工施設	C 1	C 2	C 3	C 4	C 5	C 6			
	先進モデル的食鳥処理施設整備事業	食鳥処理施設	D 1	D 2	D 3	D 4	D 5	D 6	D 7		
	家畜市場再編整備支援事業	家畜市場	E 1	E 2	E 3	E 4	E 5	E 6	E 7	E 8	E 9
生乳需給調整高度化・輸出拡大事業	生乳需給調整基幹施設整備事業	乳製品加工施設	G 1	G 2	G 3	G 4	G 5	G 6	G 7	G 8	G 9
	輸出対応型乳業施設整備事業	乳業施設	H 1	H 2	C 3	H 3	H 4	C 6	H 5	H 6	
配合飼料工場再編整備支援事業	配合飼料工場再編整備支援事業	配合飼料工場	I 1	I 2	I 3	I 4	I 5				

(注) 1 : 食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業については、食肉処理施設の再編を図るものについては、類別A 1 からA 5 までの5つを、再編に準じるものについては、類別A 2 からA 5 までの4つを必須とし、A 6 からA 8 までのうちから最大2つ選択できるものとし、最大で合計7つの成果目標を立てるものとする。

なお、食肉処理施設の再編に準じるものは、都道府県知事が「食肉及び家畜の流通合理化対策要綱」(平成6年6月23日6畜A1463号農林水

産事務次官依命通知) 第3の1の(1)の規定に基づいて作成する食肉流通合理化計画において、その整備後の処理頭数に占める当該都道府県産の割合等に鑑みて地域の基幹的施設として特に重点的整備が必要な施設として位置づけられており、かつ、当該計画において、地理的事情等により当該都道府県内における再編合理化を行うことが困難である理由が明記されているものの整備をいう。

2：食肉処理基幹施設整備事業については類別B1、B2及びB3を必須とし、新たに食肉処理施設を整備する場合はB4、B6及びB7から最大2つを、旧施設の廃棄を伴う場合は、B4、B5、B6及びB7から最大2つを選択できるものとし、最大で合計5つの成果目標を立てるものとする。

3：輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業については、各施設に応じて類別C1又はC2から1つ、C3又はC4から1つ、C5及びC6の4つを必須とし、C7からC16までの中から最大2つ選択できるものとし、最大で合計6つの成果目標を立てるものとする。

4：先進モデル的食鳥処理施設整備事業については、類別D1からD5までの5つを必須とし、D6又はD7のいずれか1つを選択できるものとし、最大で合計6つの成果目標を立てるものとする。

5：家畜市場再編整備事業については、類別E1からE3の3つを必須とし、最大で合計7つの成果目標を立てるものとする。

6：肉骨粉利用促進事業については、類別F1からF3までの3つを必須とし、施設整備事業を行う場合はF4からF7までの中から最大2つ、機械導入事業を行う場合はF4、F5及びF8から最大2つ選択できるものとし、各事業、最大で合計5つの成果目標を立てるものとする。

7：生乳需給調整基幹施設整備事業については、G1を必須とし、G2からG9までの中から最大で4つ選択できるものとし、最大で合計5つの成果目標を立てるものとする。

なお、新たな法人によって施設を新設する場合は、旧法人の乳製品加工施設のうち1つの値を代表値として現況値ポイントに用いることができる。

8：輸出対応型乳業施設整備事業については、類別H1又はH2から1つ、C3又はH3から1つ、H4及びC6の4つを必須とし、H5及びH6の中から最大2つ選択できるものとし、最大で合計6つの成果目標を立てるものとする。

9：配合飼料再編整備支援事業については類別I1からI3までを必須とし、最大で合計4つの成果目標を立てるものとする。

別表2

畜種等	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
牛肉、豚肉	A 1	<ul style="list-style-type: none"> （要領別記1第4の1に定める）策定済、または策定予定のコンソーシアム計画に基づき、食肉流通の高度化のための処理施設の再編を図ること <p style="text-align: right;">· · · · · 30 ポイント</p>	
牛肉、豚肉	A 2	<ul style="list-style-type: none"> 稼働率をおおむね90%以上とし、再編等施設整備前からの稼働率（稼働率＝1日当たりの平均処理頭数（牛は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）／1日当たりの処理能力（肥育豚換算））の上昇率が、 <ul style="list-style-type: none"> 20.0%以上 · · · · · 5 ポイント 15.0%以上 · · · · · 4 ポイント 10.0%以上 · · · · · 3 ポイント 5.0%以上 · · · · · 2 ポイント 5.0%未満 · · · · · 1 ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施する食肉処理施設の1日当たりの平均処理頭数が560頭以上 <p style="text-align: right;">（平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245日））</p> <p style="text-align: right;">1,120頭以上 · · · · · 5 ポイント</p> <p style="text-align: right;">980頭以上 · · · · · 4 ポイント</p> <p style="text-align: right;">840頭以上 · · · · · 3 ポイント</p> <p style="text-align: right;">700頭以上 · · · · · 2 ポイント</p> <p style="text-align: right;">560頭以上 · · · · · 1 ポイント</p>
牛肉、豚肉	A 3	<ul style="list-style-type: none"> 1頭当たりの食肉処理加工コストを、牛肉の場合は10%以上、豚肉の場合は20%以上削減（処理コスト：部分肉処理加工部門における水道光熱費、修繕費、消耗品器具費、労務費、管理費、その他必要な経費を計上）。 <p>ただし、单一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5ポイントを上限として加算する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1頭当たりの食肉処理加工コスト。 <p>ただし、单一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5ポイントを上限として加算する。</p> <p>なお、整備前に複数施設ある場合は、それぞれ平均を算出すること。</p>

		<p>【牛肉】</p> <p>20.0%以上・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント</p> <p>17.5%以上・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント</p> <p>15.0%以上・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント</p> <p>12.5%以上・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント</p> <p>10.0%以上・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>【豚肉】</p> <p>30.0%以上・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント</p> <p>27.5%以上・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント</p> <p>25.0%以上・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント</p> <p>22.5%以上・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p>	<p>1 牛の場合</p> <p>21,600 円以下・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント</p> <p>22,950 円以下・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント</p> <p>24,300 円以下・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント</p> <p>25,650 円以下・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント</p> <p>27,000 円以下・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>2 豚の場合</p> <p>2,400 円以下・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント</p> <p>2,550 円以下・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント</p> <p>2,700 円以下・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント</p> <p>2,850 円以下・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント</p> <p>3,000 円以下・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p>
牛肉、豚肉	A 4	<ul style="list-style-type: none"> 整備を行う施設について、受益農家数が多いこと。 <p>30 戸以上・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント</p> <p>15 戸以上・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント</p> <p>5 戸以上・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備実施前の受益農家数。 <p>20 戸以上・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント</p> <p>10 戸以上・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント</p> <p>5 戸以上・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p>
牛肉、豚肉	A 5	<ul style="list-style-type: none"> ①から③のいずれかにより、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5 ポイントを上限として加算する。これとは別に、和牛を扱う施設にあっては、④に取り組むこと。 <p>①輸出向け出荷量について、5 %以上増加すること</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> 以下の①か②のうち 1 つを選択できるものとする。 <p>①以下から、合計 5 ポイントまでを選択できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近 3 年間継続して輸出実績がある・・・ 2 ポイント 直近 3 年間の輸出額の平均 <p>1 億円以上・・・・ 3 ポイント</p> <p>5 千万円以上・・・・ 2 ポイント</p> <p>1 千万円以上・・・・ 1 ポイント</p>

	<p>15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>②新規の取組又は直近の輸出実績がない場合には、輸出向けの年間出荷量</p> <p>4 トン以上・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 3 トン以上・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 トン以上・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1 トン以上・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 トン未満・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>③豚については、豚熱の発生等により豚肉輸出が可能でない場合であって、国内の豚熱が清浄化した際には、速やかに豚肉の輸出に取り組む計画であること</p> <p>・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>※都道府県畜産主務課長の副申を要するものとする。</p> <p>④輸出に仕向ける和牛の頭数を食肉処理施設全体の和牛処理頭数で除した割合が 10%以上となること</p> <p>・・・・・・・・ 5 ポイント</p> <p>加えて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記①②の場合、精肉等製品を輸出する計画 <p>・・・・・・・・ 3 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記③の場合、国内の豚熱の清浄化した際には、速やかに豚精肉等製品の輸出を開始する計画 ・・・・ 3 ポイント 	<p>②以下のいずれかを選択できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G F P (農林水産物・食品輸出プロジェクト) 会員である ・・・・ 1 ポイント ・ 輸出関係のセミナーに参加したことがある ・・・・ 1 ポイント
--	---	---

牛肉、豚肉	A 6	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の①から②のうち1つを選択できるものとする。 <p>①目標年度又は2030年度までの輸出累計額(両畜種を取り扱う施設にあっては、両畜種の輸出累計額の合計額)を補助金額で除した割合</p> <p>(①=目標年度又は2030年度までの輸出累計額／補助金額)</p> <table border="0"> <tr><td>120%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>115%以上</td><td>4 ポイント</td></tr> <tr><td>110%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>105%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>100%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>②輸出額(又は輸出量)を輸出施設の取扱額(又は取扱量)で除した割合(両畜種を取り扱う施設にあっては、畜種ごとに算出した両畜種のポイントを合計し、5ポイントを上限として加算する)</p> <p>(②=輸出額(又は輸出量)／取扱額(又は取扱量))</p> <table border="0"> <tr><td>9 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>8 %以上</td><td>4 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>6 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	120%以上	5 ポイント	115%以上	4 ポイント	110%以上	3 ポイント	105%以上	2 ポイント	100%以上	1 ポイント	9 %以上	5 ポイント	8 %以上	4 ポイント	7 %以上	3 ポイント	6 %以上	2 ポイント	5 %以上	1 ポイント	
120%以上	5 ポイント																						
115%以上	4 ポイント																						
110%以上	3 ポイント																						
105%以上	2 ポイント																						
100%以上	1 ポイント																						
9 %以上	5 ポイント																						
8 %以上	4 ポイント																						
7 %以上	3 ポイント																						
6 %以上	2 ポイント																						
5 %以上	1 ポイント																						
牛肉、豚肉	A 7	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の①から⑩までに該当するもの全てを選択し加算できるものとする。 <p>ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。</p> <p>①H A C C P等認定(民間認証を含む)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の①から⑥までの中から1つを選択するものとする。 <p>①事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること · · · · · 5 ポイント</p> <p>②H A C C P等認定を取得していること · · · · 4 ポイント</p>																				

	<p>) を取得すること ····· 1 ポイント</p> <p>②「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙に定められた、「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」の動物福祉に関する基準に適合していること ····· 1 ポイント</p> <p>③上記の①及び②までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること ····· 1 ポイント</p> <p>④施設整備により輸出先国に重点国を追加すること（英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー（以下「EU等」という。）に輸出する場合は、輸出先国の数にかかわらず、EU等を1か国としてカウントする。以下同じ。）</p> <p>···· (1か国につき) 1 ポイント</p> <table border="1" data-bbox="550 881 1302 1024"> <thead> <tr> <th data-bbox="550 881 729 928">品目</th><th data-bbox="729 881 1302 928">重点国</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 928 729 976">牛肉</td><td data-bbox="729 928 1302 976">香港、台湾、米国、EU等</td></tr> <tr> <td data-bbox="550 976 729 1024">豚肉</td><td data-bbox="729 976 1302 1024">香港、シンガポール、タイ、台湾</td></tr> </tbody> </table> <p>⑤施設整備により輸出品目を追加すること（新規の取組の場合、2品目目以降） ····· (1か国につき) 1 ポイント</p> <p>※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。</p> <p>ただし、畜産物については、4桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。</p> <p>⑥輸出先国開催の商談会等に参加すること ··· 1 ポイント</p>	品目	重点国	牛肉	香港、台湾、米国、EU等	豚肉	香港、シンガポール、タイ、台湾	<p>③ハラール認証を取得していること ····· 4 ポイント</p> <p>④輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること ····· 3 ポイント</p> <p>⑤輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること ····· 2 ポイント</p> <p>⑥輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること ··· 1 ポイント</p>
品目	重点国							
牛肉	香港、台湾、米国、EU等							
豚肉	香港、シンガポール、タイ、台湾							

		<p>⑦有機 JAS 認証食肉を取り扱うこと ····· 1 ポイント</p> <p>⑧GAP 認証食肉を取り扱うこと ····· 1 ポイント</p> <p>⑨食肉処理工程に自動化機械等を導入すること ····· 1 ポイント</p> <p>⑩デジタル技術等を活用し、生産者又は実需者等が生産性・収益性を向上するのに必要な情報を活用すること ····· 1 ポイント</p> <p>※現況値ポイントで②から④及び⑥を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。</p>	
牛肉、豚肉	A 8	<ul style="list-style-type: none"> ・県内 1 か所の食肉処理施設について、他県の食肉処理施設との再編合理化を図ること ····· 5 ポイント 	
牛肉、豚肉	B 1	<ul style="list-style-type: none"> ・（要領別記 2 第 4 の 1 に定める）策定済、または策定予定のコンソーシアム計画に基づき、食肉流通の高度化のための基幹施設を整備すること ····· 30 ポイント 	
牛肉、豚肉	B 2	<ul style="list-style-type: none"> ・整備を行う施設について、受益農家数が多いこと。 <ul style="list-style-type: none"> 100 戸以上 ····· 20 ポイント 75 戸以上 ····· 15 ポイント 60 戸以上 ····· 10 ポイント 45 戸以上 ····· 8 ポイント 30 戸以上 ····· 6 ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備実施前の受益農家数。 <ul style="list-style-type: none"> 20 戸以上 ····· 5 ポイント 10 戸以上 ····· 3 ポイント 5 戸以上 ····· 1 ポイント

		<p>15戸以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>5戸以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	
牛肉、豚肉	B 3	<ul style="list-style-type: none"> 稼働率をおおむね 90%以上とし、施設整備前からの稼働率（稼働率＝1日当たりの平均処理頭数（牛は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）／1日当たりの処理能力（肥育豚換算））の上昇率が、 <ul style="list-style-type: none"> 20.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 15.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 5.0%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに食肉処理施設を整備する場合であって、整備前の施設を有していない（現況値ポイントが0ポイント）場合は、稼働率をおおむね 90%以上にすること・・・・ 2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施する食肉処理施設の1日当たりの平均処理頭数が 560 頭以上 <ul style="list-style-type: none"> （平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245 日）） 1,120 頭以上・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 980 頭以上・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 840 頭以上・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 700 頭以上・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 560 頭以上・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
牛肉、豚肉	B 4	<ul style="list-style-type: none"> 整備後の施設が、所在する都道府県内で最大の処理能力頭数になること。 <ul style="list-style-type: none"> ・・・・・・・・ 5ポイント 	
牛肉、豚肉	B 5	<ul style="list-style-type: none"> 1頭当たりの食肉処理加工コストを、牛肉の場合は 10%以上、豚肉の場合は 20%以上削減（処理コスト：部分肉処理加工部門における水道光熱費、修繕費、消耗品器具費、労務費、管理費、その他必要な経費を計上）。 	<ul style="list-style-type: none"> 1頭当たりの食肉処理加工コスト。 <ul style="list-style-type: none"> ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5ポイントを上限として加算する。

		<p>ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、10 ポイントを上限として加算する。</p> <p>【牛肉】</p> <table> <tr><td>20.0%以上</td><td>10 ポイント</td></tr> <tr><td>17.5%以上</td><td>8 ポイント</td></tr> <tr><td>15.0%以上</td><td>6 ポイント</td></tr> <tr><td>12.5%以上</td><td>4 ポイント</td></tr> <tr><td>10.0%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> </table> <p>【豚肉】</p> <table> <tr><td>30.0%以上</td><td>10 ポイント</td></tr> <tr><td>27.5%以上</td><td>8 ポイント</td></tr> <tr><td>25.0%以上</td><td>6 ポイント</td></tr> <tr><td>22.5%以上</td><td>4 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> </table>	20.0%以上	10 ポイント	17.5%以上	8 ポイント	15.0%以上	6 ポイント	12.5%以上	4 ポイント	10.0%以上	2 ポイント	30.0%以上	10 ポイント	27.5%以上	8 ポイント	25.0%以上	6 ポイント	22.5%以上	4 ポイント	20%以上	2 ポイント	<p>なお、整備前に複数施設ある場合は、それぞれ平均を算出すること。</p> <p>1 牛の場合</p> <table> <tr><td>21,600 円以下</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>22,950 円以下</td><td>4 ポイント</td></tr> <tr><td>24,300 円以下</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>25,650 円以下</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>27,000 円以下</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>2 豚の場合</p> <table> <tr><td>2,400 円以下</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>2,550 円以下</td><td>4 ポイント</td></tr> <tr><td>2,700 円以下</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2,850 円以下</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3,000 円以下</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	21,600 円以下	5 ポイント	22,950 円以下	4 ポイント	24,300 円以下	3 ポイント	25,650 円以下	2 ポイント	27,000 円以下	1 ポイント	2,400 円以下	5 ポイント	2,550 円以下	4 ポイント	2,700 円以下	3 ポイント	2,850 円以下	2 ポイント	3,000 円以下	1 ポイント
20.0%以上	10 ポイント																																										
17.5%以上	8 ポイント																																										
15.0%以上	6 ポイント																																										
12.5%以上	4 ポイント																																										
10.0%以上	2 ポイント																																										
30.0%以上	10 ポイント																																										
27.5%以上	8 ポイント																																										
25.0%以上	6 ポイント																																										
22.5%以上	4 ポイント																																										
20%以上	2 ポイント																																										
21,600 円以下	5 ポイント																																										
22,950 円以下	4 ポイント																																										
24,300 円以下	3 ポイント																																										
25,650 円以下	2 ポイント																																										
27,000 円以下	1 ポイント																																										
2,400 円以下	5 ポイント																																										
2,550 円以下	4 ポイント																																										
2,700 円以下	3 ポイント																																										
2,850 円以下	2 ポイント																																										
3,000 円以下	1 ポイント																																										
牛肉、豚肉	B 6	<ul style="list-style-type: none"> 1 日当たりの平均処理頭数（牛は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）を10%以上増加 <table> <tr><td>30%以上</td><td>10 ポイント</td></tr> <tr><td>25%以上</td><td>8 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>6 ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>4 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> </table> 又は、 新たに取り組む場合にあっては1日当たりの平均処理頭数（肥育豚換算）が1,120頭以上 	30%以上	10 ポイント	25%以上	8 ポイント	20%以上	6 ポイント	15%以上	4 ポイント	10%以上	2 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 1 日当たりの平均処理頭数が560頭以上 $\text{（平均処理頭数} = \text{年間処理頭数（肥育豚換算）} \div \text{稼働日数} (245 \text{ 日}) \text{）}$ <table> <tr><td>1,120 頭以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>980 頭以上</td><td>4 ポイント</td></tr> <tr><td>840 頭以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>700 頭以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>560 頭以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 	1,120 頭以上	5 ポイント	980 頭以上	4 ポイント	840 頭以上	3 ポイント	700 頭以上	2 ポイント	560 頭以上	1 ポイント																				
30%以上	10 ポイント																																										
25%以上	8 ポイント																																										
20%以上	6 ポイント																																										
15%以上	4 ポイント																																										
10%以上	2 ポイント																																										
1,120 頭以上	5 ポイント																																										
980 頭以上	4 ポイント																																										
840 頭以上	3 ポイント																																										
700 頭以上	2 ポイント																																										
560 頭以上	1 ポイント																																										

		<p>(平均処理頭数=年間処理頭数(肥育豚換算) ÷ 稼働日数(245日))</p> <p>1,680頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 ポイント</p> <p>1,540頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント</p> <p>1,400頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント</p> <p>1,260頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント</p> <p>1,120頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント</p>	
牛肉、豚肉	B 7	<p>・食肉処理施設の部分肉仕向割合を2.5ポイント以上増加。ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、10ポイントを上限として加算する。</p> <p>12.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 10 ポイント</p> <p>10.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント</p> <p>7.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント</p> <p>5.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント</p> <p>2.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・新たに食肉処理施設を整備する場合であって、整備前の施設を有していない(現況値ポイントが0ポイント)場合は、食肉処理施設の部分肉仕向割合に応じて、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、20ポイントを上限として加算する。</p> <p>1 牛の場合</p> <p>70.5%以上・・・・・・・・・・・・ 20 ポイント</p>	<p>・事業を実施する食肉処理施設の部分肉仕向割合。</p> <p>ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5ポイントを上限として加算する。</p> <p>なお、整備前に複数施設ある場合は、それぞれ平均を算出すること。</p> <p>1 牛の場合</p> <p>58.0%以上・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント</p> <p>55.5%以上・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント</p> <p>53.0%以上・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント</p> <p>50.5%以上・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント</p> <p>48.0%以上・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>2 豚の場合</p> <p>76.0%以上・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント</p> <p>73.5%以上・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント</p> <p>71.0%以上・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント</p> <p>68.5%以上・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント</p> <p>66.0%以上・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p>

		<p>68.0%以上 ····· 18 ポイント</p> <p>65.5%以上 ····· 16 ポイント</p> <p>63.0%以上 ····· 14 ポイント</p> <p>60.5%以上 ····· 12 ポイント</p> <p>58.0%以上 ····· 10 ポイント</p> <p>55.5%以上 ····· 8 ポイント</p> <p>53.0%以上 ····· 6 ポイント</p> <p>50.5%以上 ····· 4 ポイント</p> <p>48.0%以上 ····· 2 ポイント</p> <p>2 豚の場合</p> <p>88.5%以上 ····· 20 ポイント</p> <p>86.0%以上 ····· 18 ポイント</p> <p>83.5%以上 ····· 16 ポイント</p> <p>81.0%以上 ····· 14 ポイント</p> <p>78.5%以上 ····· 12 ポイント</p> <p>76.0%以上 ····· 10 ポイント</p> <p>73.5%以上 ····· 8 ポイント</p> <p>71.0%以上 ····· 6 ポイント</p> <p>68.5%以上 ····· 4 ポイント</p> <p>66.0%以上 ····· 2 ポイント</p>	
共通	C 1	<ul style="list-style-type: none"> 以下の①か②のうち1つを選択できるものとする。これとは別に、和牛を扱う施設にあっては、③に取り組むこと。 ①目標年度又は2030年度までの期間の輸出累計額がおおむね補助金額に見合う水準となる ····· 5 ポイント ②輸出額（又は輸出量）が輸出施設の取扱額（又は取扱量） 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の①か②のうち1つを選択できるものとする。 ①以下から、合わせて合計5ポイントまでを選択できるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 直近3年間継続して輸出実績がある ····· 2 ポイント 直近3年間の輸出額の平均

	<p>に占める割合がおおむね 5 %以上となる</p> <p>・・・・・ 2 ポイント</p> <p>③輸出に仕向ける和牛の頭数を食肉処理施設全体の和牛処理頭数で除した割合が 20%以上となること</p> <p>・・・・・ 5 ポイント</p> <p>加えて、</p> <p>(牛肉、豚肉、鶏肉)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精肉製品、消費者向け小分けパック包装製品等を輸出する場合 <p>・・・・ 3 ポイント</p> <p>(牛肉)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国向け輸出を含む取組であること <p>・・・・ 3 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU等向け輸出を含む取組であること <p>・・・・ 3 ポイント</p> <p>(豚肉)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイ向け輸出を含む取組であること <p>・・・・ 3 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール向け輸出を含む取組であること <p>・・・・ 3 ポイント</p> <p>(鶏肉)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール向け輸出を含む取組であること <p>・・・・ 3 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU等向け輸出を含む取組であること <p>・・・・ 3 ポイント</p> <p>(鶏卵)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国向け輸出を含む取組であること 	<p>1 億円以上・・・・ 3 ポイント</p> <p>5 千万円以上・・・・ 2 ポイント</p> <p>1 千万円以上・・・・ 1 ポイント</p> <p>②以下のいずれかを選択できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G F P (農林水産物・食品輸出プロジェクト) 会員である <p>・・・・ 1 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出関係のセミナーに参加したことがある <p>・・・・ 1 ポイント</p>
--	---	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール向け輸出を含む取組であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・・・・ 3 ポイント
豚肉、鶏肉、鶏卵	C 2	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の①か②のうち 1 つを選択できるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①目標年度又は 2030 年度までの期間の輸出累計額が、補助金額のうち施設・設備の耐用年数に対する当該期間の割合で算出した額に見合う水準と概ね同等となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・・・・ 2 ポイント
		<ul style="list-style-type: none"> ②目標年度又は 2030 年度の輸出額が概ね 2 億円を超える水準となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・・・・ 2 ポイント
		<p>加えて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精肉製品、消費者向け小分けパック包装製品等を輸出する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・・・・ 3 ポイント
		<p>ただし鶏卵については、 (鶏卵)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国及びシンガポール向け輸出の双方を含む取組であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・・・・ 3 ポイント
共通	C 3	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の①から②のうち 1 つを選択できるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①目標年度又は 2030 年度までの輸出累計額（複数畜種を取り扱う施設にあっては、各畜種の輸出累計額の合計 	

		<p>額) を補助金額で除した割合</p> <p>(①=目標年度又は 2030 年度までの輸出累計額／補助金額)</p> <table> <tr><td>120%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>115%以上</td><td>4 ポイント</td></tr> <tr><td>110%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>105%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>100%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>②輸出額 (又は輸出量) を輸出施設の取扱額 (又は取扱量) で除した割合 (複数畜種を取り扱う施設にあっては、畜種ごとに算出した各畜種のポイントを合計し、5 ポイントを上限として加算する)</p> <p>(②=輸出額 (又は輸出量) ／取扱額 (又は取扱量))</p> <table> <tr><td>9 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>8 %以上</td><td>4 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>6 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	120%以上	5 ポイント	115%以上	4 ポイント	110%以上	3 ポイント	105%以上	2 ポイント	100%以上	1 ポイント	9 %以上	5 ポイント	8 %以上	4 ポイント	7 %以上	3 ポイント	6 %以上	2 ポイント	5 %以上	1 ポイント	
120%以上	5 ポイント																						
115%以上	4 ポイント																						
110%以上	3 ポイント																						
105%以上	2 ポイント																						
100%以上	1 ポイント																						
9 %以上	5 ポイント																						
8 %以上	4 ポイント																						
7 %以上	3 ポイント																						
6 %以上	2 ポイント																						
5 %以上	1 ポイント																						
豚肉、鶏肉、鶏卵	C 4	<ul style="list-style-type: none"> 以下の①から②のうち 1 つを選択できるものとする。 <p>①目標年度又は 2030 年度までの輸出累計額を、補助金額を施設・設備の耐用年数で除して更に当該年数を乗じた額で除した割合</p> <p>(①=目標年度又は 2030 年度までの輸出累計額／(補助金額／施設・設備の耐用年数×目標年度までの年数))</p> <table> <tr><td>120%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>115%以上</td><td>4 ポイント</td></tr> </table>	120%以上	5 ポイント	115%以上	4 ポイント																	
120%以上	5 ポイント																						
115%以上	4 ポイント																						

		<p>110%以上 ····· 3 ポイント</p> <p>105%以上 ····· 2 ポイント</p> <p>100%以上 ····· 1 ポイント</p> <p>②目標年度又は 2030 年度の年間輸出額</p> <p>3 億円以上 ····· 5 ポイント</p> <p>2.7 億円以上 ····· 4 ポイント</p> <p>2.4 億円以上 ····· 3 ポイント</p> <p>2.2 億円以上 ····· 2 ポイント</p> <p>2 億円以上 ····· 1 ポイント</p>	
共通	C 5	<p>・以下の①から⑬までに該当するものすべてを選択し加算できるものとする。</p> <p>ただし、ポイントの合計は 10 ポイントを上限とする。</p> <p>①H A C C P 等認定（民間認証を含む。）を取得すること ····· 1 ポイント</p> <p>②ハラール認証を取得すること ····· 1 ポイント</p> <p>③「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙に定められた、「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」の動物福祉に関する基準に適合していること ····· 1 ポイント</p> <p>④上記の①から③までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること ····· 1 ポイント</p> <p>⑤H A C C P 認定（民間認証含む。）とハラール認証の両方を取得すること ····· 1 ポイント</p>	<p>・以下の①から⑥までの中から 1 つを選択するものとする。</p> <p>①事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること 又は協議会の構成員であること ····· 5 ポイント</p> <p>②H A C C P 等認定を取得していること ····· 4 ポイント</p> <p>③ハラール認証を取得していること ····· 4 ポイント</p> <p>④輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること ····· 3 ポイント</p> <p>⑤輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること ····· 2 ポイント</p> <p>⑥輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること ····· 1 ポイント</p>

	<p>⑥施設整備により輸出先国・地域に農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略で定めるターゲット国・地域（輸出可能な国・地域に限る。）を追加すること（（EU等）に輸出する場合は、輸出先国の数にかかわらず、EU等を1か国としてカウントする。以下同じ。）</p> <p>・・・・・（1か国・地域につき） 1 ポイント</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th><th>ターゲット国・地域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉</td><td>香港、台湾、米国、EU等</td></tr> <tr> <td>豚肉</td><td>香港、シンガポール、タイ、台湾</td></tr> <tr> <td>鶏肉</td><td>香港、ベトナム、シンガポール、EU等</td></tr> <tr> <td>鶏卵</td><td>香港、台湾、シンガポール、米国</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>⑦施設整備により輸出品目を追加すること（新規の取組の場合、2品目目以降） ・・・（1か国につき） 1 ポイント</p> <p>※品目数は貿易統計の輸出統計品目表に記載される統計番号の4桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。</p> <p>⑧輸出先国開催の商談会等に参加すること ・・・ 1 ポイント</p> <p>⑨有機 JAS 認証畜産物を取り扱うこと ・・・・ 1 ポイント</p> <p>⑩GAP 認証畜産物を取り扱うこと ・・・・・ 1 ポイント</p> <p>⑪小売向けと外食向けの双方への輸出を含む取組であること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>⑫処理工程に自動化機械等を導入すること</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>⑬食鳥処理施設において、衛生管理水準の向上を目的とした自主取組宣言を行うこと ・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p>	品目	ターゲット国・地域	牛肉	香港、台湾、米国、EU等	豚肉	香港、シンガポール、タイ、台湾	鶏肉	香港、ベトナム、シンガポール、EU等	鶏卵	香港、台湾、シンガポール、米国			
品目	ターゲット国・地域													
牛肉	香港、台湾、米国、EU等													
豚肉	香港、シンガポール、タイ、台湾													
鶏肉	香港、ベトナム、シンガポール、EU等													
鶏卵	香港、台湾、シンガポール、米国													

		<p>ト</p> <p>※現況値ポイントで②から④及び⑥を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。</p>															
共通	C 6	<ul style="list-style-type: none"> 整備を行う施設について、受益農家数が多いこと。 <table> <tr> <td>30戸以上</td> <td>5 ポイント</td> </tr> <tr> <td>15戸以上</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>5戸以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> 	30戸以上	5 ポイント	15戸以上	3 ポイント	5戸以上	1 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 整備を行う前の施設の受益農家数。 <table> <tr> <td>20戸以上</td> <td>5 ポイント</td> </tr> <tr> <td>10戸以上</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>5戸以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> 	20戸以上	5 ポイント	10戸以上	3 ポイント	5戸以上	1 ポイント		
30戸以上	5 ポイント																
15戸以上	3 ポイント																
5戸以上	1 ポイント																
20戸以上	5 ポイント																
10戸以上	3 ポイント																
5戸以上	1 ポイント																
牛肉、豚肉	C 7	<ul style="list-style-type: none"> 1日当たりの平均処理頭数（牛は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）を10%以上増加 ただし、離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島をいう。以下この類別欄において同じ。）以外において事業を実施する場合及びハラール認証（イスラム諸国への輸出又は日本国内の販売で要求されるハラール認定マークの表示をされた食品を製造する施設として、ハラール認証を行う機関が行う認証をいう。以下同じ。）を取得する場合以外は、目標年度における1日当たりの平均処理頭数が560頭以上であることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 1日当たりの平均処理頭数が560頭以上 (平均処理頭数=年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数(245日)) <table> <tr> <td>1,120頭以上</td> <td>5 ポイント</td> </tr> <tr> <td>980頭以上</td> <td>4 ポイント</td> </tr> <tr> <td>840頭以上</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>700頭以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>560頭以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> ただし、離島において事業を実施する場合は、1日当たりの平均処理頭数が560頭未満であっても1ポイント。また、ハラール認証の取得に向けた取組をしている場合は1日当たり平均処理頭数が15頭以上 <table> <tr> <td>35頭以上</td> <td>5 ポイント</td> </tr> <tr> <td>30頭以上</td> <td>4 ポイント</td> </tr> </table> 	1,120頭以上	5 ポイント	980頭以上	4 ポイント	840頭以上	3 ポイント	700頭以上	2 ポイント	560頭以上	1 ポイント	35頭以上	5 ポイント	30頭以上	4 ポイント
1,120頭以上	5 ポイント																
980頭以上	4 ポイント																
840頭以上	3 ポイント																
700頭以上	2 ポイント																
560頭以上	1 ポイント																
35頭以上	5 ポイント																
30頭以上	4 ポイント																

	<table> <tr><td>30%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>25%以上</td><td>4 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>なお、既に1日当たりの平均処理頭数（肥育豚換算）が1,000頭以上である場合にあっては、以下の成果目標を選択することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 稼働率を70%以上に増加。ただし、現状の稼働率を下回らないこと。 (稼働率=1日当たりの平均処理頭数(肥育豚換算)／1日当たりの処理能力(肥育豚換算)) <table> <tr><td>80%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>78%以上</td><td>4 ポイント</td></tr> <tr><td>76%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>73%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>70%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあっては1日当たりの平均処理頭数（肥育豚換算）が1,120頭以上 (平均処理頭数=年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数(245日)) <table> <tr><td>1,680頭以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>1,540頭以上</td><td>4 ポイント</td></tr> <tr><td>1,400頭以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>1,260頭以上</td><td>2 ポイント</td></tr> </table>	30%以上	5 ポイント	25%以上	4 ポイント	20%以上	3 ポイント	15%以上	2 ポイント	10%以上	1 ポイント	80%以上	5 ポイント	78%以上	4 ポイント	76%以上	3 ポイント	73%以上	2 ポイント	70%以上	1 ポイント	1,680頭以上	5 ポイント	1,540頭以上	4 ポイント	1,400頭以上	3 ポイント	1,260頭以上	2 ポイント	<table> <tr><td>25頭以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>20頭以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>15頭以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	25頭以上	3 ポイント	20頭以上	2 ポイント	15頭以上	1 ポイント
30%以上	5 ポイント																																			
25%以上	4 ポイント																																			
20%以上	3 ポイント																																			
15%以上	2 ポイント																																			
10%以上	1 ポイント																																			
80%以上	5 ポイント																																			
78%以上	4 ポイント																																			
76%以上	3 ポイント																																			
73%以上	2 ポイント																																			
70%以上	1 ポイント																																			
1,680頭以上	5 ポイント																																			
1,540頭以上	4 ポイント																																			
1,400頭以上	3 ポイント																																			
1,260頭以上	2 ポイント																																			
25頭以上	3 ポイント																																			
20頭以上	2 ポイント																																			
15頭以上	1 ポイント																																			

		1,120頭以上・・・・・・・・・・・・1ポイント																					
牛肉、豚肉	C 8	<ul style="list-style-type: none"> 1頭当たりの部分肉処理コストを5%以上削減（処理コスト：部分肉処理加工部門における水道光熱費、修繕費、消耗品器具費、労務費、管理費、その他必要な経費を計上）。 <p>ただし、单一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5ポイントを上限として加算する。</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1頭当たりの部分肉処理コスト。 <p>ただし、单一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5ポイントを上限として加算する。</p> <p>なお、整備前に複数施設ある場合は、それぞれ平均を算出すること。</p> <p>1 牛の場合</p> <table> <tr><td>21,600円以下</td><td>・・・・・・・・・・・・5ポイント</td></tr> <tr><td>22,950円以下</td><td>・・・・・・・・・・・・4ポイント</td></tr> <tr><td>24,300円以下</td><td>・・・・・・・・・・・・3ポイント</td></tr> <tr><td>25,650円以下</td><td>・・・・・・・・・・・・2ポイント</td></tr> <tr><td>27,000円以下</td><td>・・・・・・・・・・・・1ポイント</td></tr> </table> <p>2 豚の場合</p> <table> <tr><td>2,400円以下</td><td>・・・・5ポイント</td></tr> <tr><td>2,550円以下</td><td>・・・・4ポイント</td></tr> <tr><td>2,700円以下</td><td>・・・・3ポイント</td></tr> <tr><td>2,850円以下</td><td>・・・・2ポイント</td></tr> <tr><td>3,000円以下</td><td>・・・・1ポイント</td></tr> </table>	21,600円以下	・・・・・・・・・・・・5ポイント	22,950円以下	・・・・・・・・・・・・4ポイント	24,300円以下	・・・・・・・・・・・・3ポイント	25,650円以下	・・・・・・・・・・・・2ポイント	27,000円以下	・・・・・・・・・・・・1ポイント	2,400円以下	・・・・5ポイント	2,550円以下	・・・・4ポイント	2,700円以下	・・・・3ポイント	2,850円以下	・・・・2ポイント	3,000円以下	・・・・1ポイント
21,600円以下	・・・・・・・・・・・・5ポイント																						
22,950円以下	・・・・・・・・・・・・4ポイント																						
24,300円以下	・・・・・・・・・・・・3ポイント																						
25,650円以下	・・・・・・・・・・・・2ポイント																						
27,000円以下	・・・・・・・・・・・・1ポイント																						
2,400円以下	・・・・5ポイント																						
2,550円以下	・・・・4ポイント																						
2,700円以下	・・・・3ポイント																						
2,850円以下	・・・・2ポイント																						
3,000円以下	・・・・1ポイント																						
牛肉、豚肉	C 9	<ul style="list-style-type: none"> 食肉処理施設の部分肉仕向割合を2.5ポイント以上増加。 <p>ただし、单一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5ポイントを上限として加算する。</p> <p>12.5ポイント以上・・・・・・・・5ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施する食肉処理施設の部分肉仕向割合。 <p>ただし、单一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5ポイントを上限として加算する。</p> <p>なお、整備前に複数施設ある場合は、それぞれ平均を算出すること。</p>																				

	<p>10.0 ポイント以上 ····· 4 ポイント 7.5 ポイント以上 ····· 3 ポイント 5.0 ポイント以上 ····· 2 ポイント 2.5 ポイント以上 ····· 1 ポイント</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに食肉処理施設を整備する場合であって、整備前の施設を有していない（現況値ポイントが0ポイント）場合は、食肉処理施設の部分肉仕向割合に応じて、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、10 ポイントを上限として加算する。 <p>1 牛の場合</p> <p>70.5%以上 ····· 10 ポイント 68.0%以上 ····· 9 ポイント 65.5%以上 ····· 8 ポイント 63.0%以上 ····· 7 ポイント 60.5%以上 ····· 6 ポイント 58.0%以上 ····· 5 ポイント 55.5%以上 ····· 4 ポイント 53.0%以上 ····· 3 ポイント 50.5%以上 ····· 2 ポイント 48.0%以上 ····· 1 ポイント</p> <p>2 豚の場合</p> <p>88.5%以上 ····· 10 ポイント 86.0%以上 ····· 9 ポイント 83.5%以上 ····· 8 ポイント 81.0%以上 ····· 7 ポイント</p>	<p>1 牛の場合</p> <p>58.0%以上 ····· 5 ポイント 55.5%以上 ····· 4 ポイント 53.0%以上 ····· 3 ポイント 50.5%以上 ····· 2 ポイント 48.0%以上 ····· 1 ポイント</p> <p>2 豚の場合</p> <p>76.0%以上 ····· 5 ポイント 73.5%以上 ····· 4 ポイント 71.0%以上 ····· 3 ポイント 68.5%以上 ····· 2 ポイント 66.0%以上 ····· 1 ポイント</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ハラール認定の取得に向けた取組を行っている施設であつて、牛専用の施設であること ····· 5 ポイント
--	---	---

		78.5%以上 ····· 6 ポイント 76.0%以上 ····· 5 ポイント 73.5%以上 ····· 4 ポイント 71.0%以上 ····· 3 ポイント 68.5%以上 ····· 2 ポイント 66.0%以上 ····· 1 ポイント	
鶏肉	C10	<ul style="list-style-type: none"> 鶏もも肉 1kg 当たりの販売価格を 1.0%以上増加。 10.0%以上 ····· 5 ポイント 7.5%以上 ····· 4 ポイント 5.0%以上 ····· 3 ポイント 2.5%以上 ····· 2 ポイント 1.0%以上 ····· 1 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 直近 3 年の鶏もも肉 1kg の卸売価格の平均と比較して 1.0%以上。 10.0%以上 ····· 5 ポイント 7.5%以上 ····· 4 ポイント 5.0%以上 ····· 3 ポイント 2.5%以上 ····· 2 ポイント 1.0%以上 ····· 1 ポイント
鶏肉	C11	<ul style="list-style-type: none"> 受益農家の出荷羽数を 1%以上増加。 10.0%以上 ····· 5 ポイント 7.5%以上 ····· 4 ポイント 5.0%以上 ····· 3 ポイント 2.5%以上 ····· 2 ポイント 1.0%以上 ····· 1 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 受益農家から事業を実施する食鳥処理施設への出荷羽数が 125 万羽以上 (ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の受益農家の出荷羽数を加えるものとする。)。 625 万羽以上 ····· 5 ポイント 500 万羽以上 ····· 4 ポイント 375 万羽以上 ····· 3 ポイント 250 万羽以上 ····· 2 ポイント 125 万羽以上 ····· 1 ポイント
鶏肉	C12	<ul style="list-style-type: none"> 1 万羽当たり処理・加工コストを 1%以上削減。 	<ul style="list-style-type: none"> 生体 1kg 当たりの平均処理加工費用 50 円と比較して 1.0%以上低い。

		10.0%以上 ······ 5 ポイント 7.5%以上 ······ 4 ポイント 5.0%以上 ······ 3 ポイント 2.5%以上 ······ 2 ポイント 1.0%以上 ······ 1 ポイント	11.0%以上 ······ 5 ポイント 8.5%以上 ······ 4 ポイント 6.0%以上 ······ 3 ポイント 3.5%以上 ······ 2 ポイント 1.0%以上 ······ 1 ポイント
鶏卵	C13	<ul style="list-style-type: none"> 鶏卵 1 kg当たりの販売価格を 1.0%以上増加。 10.0%以上 ······ 5 ポイント 7.5%以上 ······ 4 ポイント 5.0%以上 ······ 3 ポイント 2.5%以上 ······ 2 ポイント 1.0%以上 ······ 1 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 直近 6 年間の農家販売価格の平均と比較して 1.0%以上。 10.0%以上 ······ 5 ポイント 7.5%以上 ······ 4 ポイント 5.0%以上 ······ 3 ポイント 2.5%以上 ······ 2 ポイント 1.0%以上 ······ 1 ポイント
鶏卵	C14	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体の鶏卵販売量を 1.0%以上増加。 10.0%以上 ······ 5 ポイント 7.5%以上 ······ 4 ポイント 5.0%以上 ······ 3 ポイント 2.5%以上 ······ 2 ポイント 1.0%以上 ······ 1 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 1 日当たりの鶏卵販売量が 10 トン以上（ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の販売量を加えるものとする。）。 61 トン以上 ······ 5 ポイント 48 トン以上 ······ 4 ポイント 36 トン以上 ······ 3 ポイント 23 トン以上 ······ 2 ポイント 10 トン以上 ······ 1 ポイント
鶏卵	C15	<ul style="list-style-type: none"> 鶏卵 100 kg当たり処理コストを 1.0%以上削減（処理コスト：労務費、包装資材費、水道光熱費、修繕費その他必要な経費を計上）。 10.0%以上 ······ 5 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 鶏卵 100 kg当たりの全国平均処理コスト 2,879 円より 1.0%以上低い（処理コスト：労務費、包装資材費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上）。

		7.5%以上 ····· 4 ポイント 5.0%以上 ····· 3 ポイント 2.5%以上 ····· 2 ポイント 1.0%以上 ····· 1 ポイント	30.0%以上 ····· 5 ポイント 22.8%以上 ····· 4 ポイント 15.5%以上 ····· 3 ポイント 8.3%以上 ····· 2 ポイント 1.0%以上 ····· 1 ポイント
鶏卵	C 16	• 鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合を 0.2 ポイント以上低減 1.0 ポイント以上 ····· 5 ポイント 0.8 ポイント以上 ····· 4 ポイント 0.6 ポイント以上 ····· 3 ポイント 0.4 ポイント以上 ····· 2 ポイント 0.2 ポイント以上 ····· 1 ポイント	• 鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合が 2.00%以下 1.00%以下 ····· 5 ポイント 1.25%以下 ····· 4 ポイント 1.50%以下 ····· 3 ポイント 1.75%以下 ····· 2 ポイント 2.00%以下 ····· 1 ポイント
先進モデル的食鳥処理施設	D 1	と鳥前の事前スタニングに取り組む。 ガススタニング ····· 20 ポイント 電気水槽式スタニング ····· 10 ポイント	
先進モデル的食鳥処理施設	D 2	• 1 万羽当たりの労働時間を 1 %以上削減。 (なお、新たにと鳥前のスタニングに取り組む場合にあっては、その部分の労働時間は除外することができる。) 10.0%以上 ····· 10 ポイント 7.5%以上 ····· 8 ポイント 5.0%以上 ····· 6 ポイント 2.5%以上 ····· 4 ポイント 1.0%以上 ····· 2 ポイント	• 1 万羽当たりの労働時間を直近 3 年の労働時間と比較して 98%以下 90%以下 ····· 5 ポイント 92%以下 ····· 4 ポイント 94%以下 ····· 3 ポイント 96%以下 ····· 2 ポイント 98%以下 ····· 1 ポイント

先進モデル的 食鳥処理施設	D 3	<ul style="list-style-type: none"> 鶏もも肉 1kg 当たりの販売価格を 1.0%以上増加。 <p>10.0%以上 ····· 10 ポイント 7.5%以上 ····· 8 ポイント 5.0%以上 ····· 6 ポイント 2.5%以上 ····· 4 ポイント 1.0%以上 ····· 2 ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> 直近 3 年の鶏もも肉 1kg の卸売価格の平均と比較して 1.0%以上。 <p>10.0%以上 ····· 5 ポイント 7.5%以上 ····· 4 ポイント 5.0%以上 ····· 3 ポイント 2.5%以上 ····· 2 ポイント 1.0%以上 ····· 1 ポイント</p>
先進モデル的 食鳥処理施設	D 4	<ul style="list-style-type: none"> 1 万羽当たり処理・加工コストを 1%以上削減。 <p>(なお、新たにと鳥前のスタニングに取り組む場合にあっては、その部分の労働時間は除外することができる。)</p> <p>10.0%以上 ····· 10 ポイント 7.5%以上 ····· 8 ポイント 5.0%以上 ····· 6 ポイント 2.5%以上 ····· 4 ポイント 1.0%以上 ····· 2 ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生体 1kg 当たりの平均処理加工費用 50 円 (成鶏の場合は 80 円) と比較して 1.0%以上低い。 <p>11.0%以上 ····· 5 ポイント 8.5%以上 ····· 4 ポイント 6.0%以上 ····· 3 ポイント 3.5%以上 ····· 2 ポイント 1.0%以上 ····· 1 ポイント</p>
先進モデル的 食鳥処理施設	D 5	<ul style="list-style-type: none"> 食鳥処理施設における放血不良、湯漬過度、その他の理由により、と鳥禁止、全部廃棄又は一部廃棄となった食鳥の割合。 <p>0.02%未満 ····· 10 ポイント 0.04%未満 ····· 8 ポイント 0.06%未満 ····· 6 ポイント 0.08%未満 ····· 4 ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> 食鳥処理施設における放血不良、湯漬過度、その他の理由により、と鳥禁止、全部廃棄又は一部廃棄となった食鳥の割合。 <p>0.03%未満 ····· 5 ポイント 0.06%未満 ····· 4 ポイント 0.09%未満 ····· 3 ポイント 0.12%未満 ····· 2 ポイント</p>

		0.10%未満・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	0.15%未満・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
先進モデル的 食鳥処理施設	D 6	<ul style="list-style-type: none"> 受益農家から事業を実施する食鳥処理施設への出荷羽数を1%以上増加。 <ul style="list-style-type: none"> 10.0%以上・・・・・・・・・・・・ 10 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 受益農家から事業を実施する食鳥処理施設への年間出荷羽数が、ブロイラー又は成鶏の基準値（ブロイラー：125万羽、成鶏：35万羽、地鶏等：30万羽）の100%以上。 <ul style="list-style-type: none"> 500%以上・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 400%以上・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 300%以上・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 200%以上・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 100%以上・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
先進モデル的 食鳥処理施設	D 7	<ul style="list-style-type: none"> 以下の①から⑤までに該当するものすべてを選択し加算できるものとする。 <p>ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①H A C C P 等認定（民間認証を含む。）を取得すること・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ②有機 JAS 認証畜産物を取り扱うこと・・・・ 2 ポイント ③GAP 認証畜産物を取り扱うこと・・・・ 2 ポイント ④衛生管理水準の向上を目的とした自主取組宣言を行うこと・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ⑤香港、ベトナム、シンガポール、E U等に輸出すること・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の①から⑤までに該当するものすべてを選択し加算できるものとする。 <p>ただし、ポイントの合計は5ポイントを上限とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①H A C C P 等認定（民間認証を含む。）を取得すること・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ②有機 JAS 認証畜産物を取り扱うこと・・・・ 1 ポイント ③GAP 認証畜産物を取り扱うこと・・・・ 1 ポイント ④衛生管理水準の向上を目的とした自主取組宣言を行うこと・・・・・・・・ 1 ポイント ⑤事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・・・・・・ 1 ポイント
家畜市場	E 1	<ul style="list-style-type: none"> 家畜市場の再編を図ること・・・・・・・・ 30 ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 家畜市場の再編に向けた協議会を設置していること

			<p>都道府県域を超えた再編を計画するもの・・・5 ポイント</p> <p>都道府県内の家畜市場のうち半数以上の再編を計画するもの・・・3 ポイント</p> <p>都道府県内の家畜市場のうち半数未満の再編を計画するもの・・・1 ポイント</p>
家畜市場	E 2	<ul style="list-style-type: none"> 家畜市場を合併により統合すること <p>3 箇所以上又は 2 箇所（再編整備後の年間取引頭数が 10,000 頭以上）・・・10 ポイント</p> <p>2 箇所（再編整備後の年間取引頭数が 8,000 頭以上）</p> <p>・・・8 ポイント</p> <p>2 箇所（再編整備後の年間取引頭数が 7,000 頭以上）</p> <p>・・・6 ポイント</p> <p>2 箇所（再編整備後の年間取引頭数が 5,000 頭以上）</p> <p>・・・4 ポイント</p> <p>2 箇所（再編整備後の年間取引頭数が 3,500 頭以上）</p> <p>・・・2 ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受益農家数（家畜の出荷者数） <p>500 戸以上・・・5 ポイント</p> <p>400 戸以上・・・4 ポイント</p> <p>300 戸以上・・・3 ポイント</p> <p>200 戸以上・・・2 ポイント</p> <p>100 戸以上・・・1 ポイント</p>
家畜市場	E 3	<ul style="list-style-type: none"> 開催 1 回当たりの平均取引頭数が 250 頭以上。ただし現況を下回る目標及び年間開催回数の削減に起因する平均取引頭数の拡大は認めない。 <p>450 頭以上・・・10 ポイント</p> <p>400 頭以上・・・8 ポイント</p> <p>350 頭以上・・・6 ポイント</p> <p>300 頭以上・・・4 ポイント</p> <p>250 頭以上・・・2 ポイント</p>	

家畜市場	E 4	<ul style="list-style-type: none"> ・開催 1 回当たりの平均取引頭数が 5.0%以上増加。ただし年間開催回数の削減に起因する平均取引頭数の拡大は認めない。 <p>25.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 20.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p>	
家畜市場	E 5	<ul style="list-style-type: none"> ・年間開催回数又は日数が 5.0%以上増加。ただし 1 回又は 1 日当たりの平均取引頭数の削減に起因する年間開催回数又は日数の増加は認めない。 <p>25.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 20.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p>	
家畜市場	E 6	<ul style="list-style-type: none"> ・年間取引頭数（期待育種価が判明している和子牛の取引に限る。）に占める高資質和子牛の取引頭数の割合が 2.0 ポイント以上増加 <p>10.0 ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 8.0 ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年間取引頭数（期待育種価が判明している和子牛の取引に限る。）のうち高資質和子牛の割合が 50.0%以上 <p>85.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 80.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 70.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント</p>

		6.0 ポイント以上 ····· 3 ポイント 4.0 ポイント以上 ····· 2 ポイント 2.0 ポイント以上 ····· 1 ポイント	60.0%以上 ····· 2 ポイント 50.0%以上 ····· 1 ポイント
家畜市場	E 7	<ul style="list-style-type: none"> 開催 1 回又は 1 日当たりの買参人が 1.0%以上増加 5.0%以上 ····· 5 ポイント 4.0%以上 ····· 4 ポイント 3.0%以上 ····· 3 ポイント 2.0%以上 ····· 2 ポイント 1.0%以上 ····· 1 ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 開催 1 回又は 1 日当たりの買参人数 80 名以上 ····· 5 ポイント 60 名以上 ····· 4 ポイント 40 名以上 ····· 3 ポイント 20 名以上 ····· 2 ポイント 10 名以上 ····· 1 ポイント
家畜市場	E 8	<ul style="list-style-type: none"> 年間延べ運営従業者数を 2.0%以上削減 10.0%以上 ····· 5 ポイント 8.0%以上 ····· 4 ポイント 6.0%以上 ····· 3 ポイント 4.0%以上 ····· 2 ポイント 2.0%以上 ····· 1 ポイント 	
家畜市場	E 9	<ul style="list-style-type: none"> 牛換算 100 頭当たり取引コストを 1.0%以上削減 10.0%以上 ····· 5 ポイント 7.5%以上 ····· 4 ポイント 5.0%以上 ····· 3 ポイント 2.5%以上 ····· 2 ポイント 1.0%以上 ····· 1 ポイント 	

レンダリング施設 (必須)	F 1	<ul style="list-style-type: none"> 事業が完了した年度の翌年度から起算して5年以内に、本事業により整備した施設又は機械等を用いて製造した肉骨粉等の全てを飼料等へ仕向ける計画であること。 <p>・・・・・ 30 ポイント</p>	
レンダリング施設 (必須)	F 2	<ul style="list-style-type: none"> 飼料等に仕向けられる肉骨粉等の原料とするための牛由来のと畜残さ等の収集範囲が広いこと。 <ul style="list-style-type: none"> 4つ以上の都道府県から原料を収集 10 ポイント 3つの都道府県から原料を収集 7 ポイント 2つの都道府県から原料を収集 4 ポイント 1つの都道府県から原料を収集 1 ポイント <p>※北海道に所在する事業実施主体においては、総合振興局・振興局を1つの単位とすることができる。</p>	
レンダリング施設 (必須)	F 3	<ul style="list-style-type: none"> 飼料原料等として製造する肉骨粉等（原料に牛由来のと畜残さ等を含むもの）の出荷先が2社以上であること。 <ul style="list-style-type: none"> 6社以上に出荷 20 ポイント 5社に出荷 16 ポイント 4社に出荷 12 ポイント 3社に出荷 8 ポイント 2社に出荷 4 ポイント 	
レンダリング施設 (施設整備事業)	F 4	<ul style="list-style-type: none"> 肉骨粉（原料に牛由来のと畜残さ等を含むもの）の1㌧当 	<ul style="list-style-type: none"> 肉骨粉（原料に牛由来のと畜残さ等を含むもの）の1㌧当

(機械導入事業)		たりの製造コストを1%以上削減させること。 5%以上削減・・・・・ 15 ポイント 4%以上削減・・・・・ 12 ポイント 3%以上削減・・・・・ 9 ポイント 2%以上削減・・・・・ 6 ポイント 1%以上削減・・・・・ 3 ポイント	たりの製造コストが34,500円/トント未満であること。 ・・・・・ 5 ポイント
レンダリング施設 (施設整備事業) (機械導入事業)	F 5	・ 製造計画に基づく飼料原料等として出荷する肉骨粉等（原料に牛由来のと畜残さ等を含むもの）の量（年間）を100トント以上増加させること。 300トント以上増加・・・・・ 15 ポイント 250トント以上増加・・・・・ 12 ポイント 200トント以上増加・・・・・ 9 ポイント 150トント以上増加・・・・・ 6 ポイント 100トント以上増加・・・・・ 3 ポイント	・ 飼料原料等として出荷している肉骨粉等（原料に牛由来のと畜残さ等を含むもの）の量（年間）が60トント以上あること。 100トント以上・・・・・ 5 ポイント 90トント以上・・・・・ 4 ポイント 80トント以上・・・・・ 3 ポイント 70トント以上・・・・・ 2 ポイント 60トント以上・・・・・ 1 ポイント
レンダリング施設 (施設整備事業)	F 6	・ 製造計画に基づく飼料等に仕向けられる肉骨粉等の原料とするための牛由来のと畜残さ等の受入量（年間）を0.5%以上増加させること。 2.5%以上増加・・・・・ 15 ポイント 2.0%以上増加・・・・・ 12 ポイント 1.5%以上増加・・・・・ 9 ポイント 1.0%以上増加・・・・・ 6 ポイント 0.5%以上増加・・・・・ 3 ポイント	・ 飼料等に仕向けられる肉骨粉等の原料とするための牛由来のと畜残さ等の受入量（年間）が1,000トント以上あること。 3,000トント以上・・・・・ 5 ポイント 2,500トント以上・・・・・ 4 ポイント 2,000トント以上・・・・・ 3 ポイント 1,500トント以上・・・・・ 2 ポイント 1,000トント以上・・・・・ 1 ポイント
レンダリング施設	F 7		

(施設整備事業)		<ul style="list-style-type: none"> ・製造計画に基づく飼料等に仕向けられる肉骨粉等の原料とするための牛由来のと畜残さ等の受入量（年間）が 1,000 ヶ以上あること。（新設に限る） <ul style="list-style-type: none"> 3,000 ヶ以上 ····· 15 ポイント 2,500 ヶ以上 ····· 12 ポイント 2,000 ヶ以上 ····· 9 ポイント 1,500 ヶ以上 ····· 6 ポイント 1,000 ヶ以上 ····· 3 ポイント 	
レンダリング施設 (機械導入事業)	F 8	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料等に仕向けられる肉骨粉等の原料とするための牛由来のと畜残さ等の受入量（年間）を 0.5%以上増加させること。 <ul style="list-style-type: none"> 2.5%以上増加 ····· 15 ポイント 2.0%以上増加 ····· 12 ポイント 1.5%以上増加 ····· 9 ポイント 1.0%以上増加 ····· 6 ポイント 0.5%以上増加 ····· 3 ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料等に仕向けられる肉骨粉等の原料とするための牛由来のと畜残さ等の受入量（年間）が 500 ヶ以上あること。 <ul style="list-style-type: none"> 1,000 ヶ以上 ····· 5 ポイント 750 ヶ以上 ····· 3 ポイント 500 ヶ以上 ····· 1 ポイント
乳製品	G 1	<ul style="list-style-type: none"> ・策定済み又は策定予定の生乳需給調整コンソーシアム計画に基づき、生乳需給調整機能の合理化又は高度化のための施設整備を図るものであること <ul style="list-style-type: none"> ····· 20 ポイント <p>ただし、生乳需給調整コンソーシアムの構成員が以下の要件のうち、2つ以上を満たす場合には、20 ポイントを追加できるものとする。</p> <p>① 畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183</p>	

		<p>号) 第9条第1項に定める第一号対象事業者が2事業者以上</p> <p>② 都道府県域以上を活動範囲とする生産者団体が2団体以上。ただし①を選択している場合には①に該当する者は除く。</p> <p>③ 乳製品加工施設が2施設以上</p> <p>④ 都道府県が事務局として参画</p>	
乳製品	G 2	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な需給調整の実施。ただし、北海道においては、都道府県を総合振興局及び振興局と読み替えるものとする。 <p>9つ以上の都道府県からの生乳の受け入れ・・・10 ポイント 8つの都道府県からの生乳の受け入れ・・・8 ポイント 7つの都道府県からの生乳の受け入れ・・・6 ポイント 6つの都道府県からの生乳の受け入れ・・・4 ポイント 5つの都道府県からの生乳の受け入れ・・・2 ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施しようとする乳製品加工施設に生乳を出荷する都道府県数。ただし、北海道においては、都道府県を総合振興局又は振興局と読み替えるものとする。 <p>6つ以上・・・・・・・・・・・・・・・・5 ポイント 5つ・・・・・・・・・・・・4 ポイント 4つ・・・・・・・・3 ポイント 3つ・・・・・・・・2 ポイント 2つ・・・・・・・・1 ポイント</p>
乳製品	G 3	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施しようとする乳製品加工施設について、施設整備実施後の受益農家数 <p>80戸以上・・・・・・・・10 ポイント 70戸以上・・・・・・・・8 ポイント 60戸以上・・・・・・・・6 ポイント 50戸以上・・・・・・・・4 ポイント 40戸以上・・・・・・・・2 ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施しようとする乳製品加工施設について、施設整備実施前の受益農家数。 <p>40戸以上・・・・・・・・5 ポイント 30戸以上・・・・・・・・4 ポイント 20戸以上・・・・・・・・3 ポイント 10戸以上・・・・・・・・2 ポイント 5戸以上・・・・・・・・1 ポイント</p>
乳製品	G 4		

		<ul style="list-style-type: none"> 施設の整備により、12月から翌年1月までの1日当たりの生乳処理数量が5%以上増加。 <table> <tr> <td>25%以上</td> <td>10 ポイント</td> </tr> <tr> <td>20%以上</td> <td>8 ポイント</td> </tr> <tr> <td>15%以上</td> <td>6 ポイント</td> </tr> <tr> <td>10%以上</td> <td>4 ポイント</td> </tr> <tr> <td>5%以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> </table>	25%以上	10 ポイント	20%以上	8 ポイント	15%以上	6 ポイント	10%以上	4 ポイント	5%以上	2 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施しようとする乳製品加工施設について、12月から翌年1月までの1日当たりの特定乳製品向けの生乳処理数量が30トン以上。 <table> <tr> <td>50トン以上</td> <td>5 ポイント</td> </tr> <tr> <td>45トン以上</td> <td>4 ポイント</td> </tr> <tr> <td>40トン以上</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>35トン以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>30トン以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table>	50トン以上	5 ポイント	45トン以上	4 ポイント	40トン以上	3 ポイント	35トン以上	2 ポイント	30トン以上	1 ポイント
25%以上	10 ポイント																						
20%以上	8 ポイント																						
15%以上	6 ポイント																						
10%以上	4 ポイント																						
5%以上	2 ポイント																						
50トン以上	5 ポイント																						
45トン以上	4 ポイント																						
40トン以上	3 ポイント																						
35トン以上	2 ポイント																						
30トン以上	1 ポイント																						
乳製品	G 5	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施しようとする乳製品加工施設について、乳製品向け生乳処理量が、当該コンソーシアム計画に参画する地域における乳製品処理量に占める割合 <table> <tr> <td>80%以上</td> <td>10 ポイント</td> </tr> <tr> <td>75%以上</td> <td>8 ポイント</td> </tr> <tr> <td>70%以上</td> <td>6 ポイント</td> </tr> <tr> <td>65%以上</td> <td>4 ポイント</td> </tr> <tr> <td>60%以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> </table>	80%以上	10 ポイント	75%以上	8 ポイント	70%以上	6 ポイント	65%以上	4 ポイント	60%以上	2 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施しようとする乳製品加工施設について、当該施設における乳製品向け生乳処理量が、当該コンソーシアム計画に参画する地域における乳製品向け生乳処理量に占める割合 <table> <tr> <td>60%以上</td> <td>5 ポイント</td> </tr> <tr> <td>55%以上</td> <td>4 ポイント</td> </tr> <tr> <td>50%以上</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>45%以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>40%以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table>	60%以上	5 ポイント	55%以上	4 ポイント	50%以上	3 ポイント	45%以上	2 ポイント	40%以上	1 ポイント
80%以上	10 ポイント																						
75%以上	8 ポイント																						
70%以上	6 ポイント																						
65%以上	4 ポイント																						
60%以上	2 ポイント																						
60%以上	5 ポイント																						
55%以上	4 ポイント																						
50%以上	3 ポイント																						
45%以上	2 ポイント																						
40%以上	1 ポイント																						
乳製品	G 6	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施しようとする乳製品加工施設について、乳製品処理量に占める以下の乳製品の割合 <p>以下の乳製品とは、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第2条第2号における加工原料乳のうち、クリーム、濃縮乳、脱脂濃縮乳を除く乳製品をいう。</p> <table> <tr> <td>100%</td> <td>10 ポイント</td> </tr> </table>	100%	10 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施しようとする乳製品加工施設について、加工施設のうち1つの施設における乳製品処理量に占める以下の乳製品の割合 <p>以下の乳製品とは、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第2条第2号における加工原料乳のうち、クリーム、濃縮乳、脱脂濃縮乳を除く乳製品をいう。</p> <table> <tr> <td>60%以上</td> <td>5 ポイント</td> </tr> </table>	60%以上	5 ポイント																
100%	10 ポイント																						
60%以上	5 ポイント																						

		90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント																						
乳製品	G 7	<ul style="list-style-type: none"> ・乳製品の販売額（アイスクリーム、発酵乳等含む）を2%以上増加 <table> <tr><td>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>10 ポイント</td></tr> <tr><td>8 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>8 ポイント</td></tr> <tr><td>6 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>6 ポイント</td></tr> <tr><td>4 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>4 ポイント</td></tr> <tr><td>2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>2 ポイント</td></tr> </table> 	10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・	10 ポイント	8 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・	8 ポイント	6 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・	6 ポイント	4 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・	4 ポイント	2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施しようとする乳製品加工施設について、販売額に占める乳製品（アイスクリーム、発酵乳等含む）の販売額の割合が20%以上 <table> <tr><td>50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>4 ポイント</td></tr> <tr><td>30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 	50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・	5 ポイント	40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・	4 ポイント	30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ポイント	25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ポイント	20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ポイント		
10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・	10 ポイント																								
8 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・	8 ポイント																								
6 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・	6 ポイント																								
4 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・	4 ポイント																								
2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ポイント																								
50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・	5 ポイント																								
40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・	4 ポイント																								
30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ポイント																								
25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ポイント																								
20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ポイント																								
乳製品	G 8	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の①から②のうち1つを選択できるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 施設の整備により1日当たりの乳製品の製造量（アイスクリーム、発酵乳等含む）が5%以上増加。 <table> <tr><td>25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>10 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>8 ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>6 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>4 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>2 ポイント</td></tr> </table> ② 乳製品の製造コスト（アイスクリーム、発酵乳等含む）を2%以上削減 <table> <tr><td>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>10 ポイント</td></tr> </table> 	25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・	10 ポイント	20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・	8 ポイント	15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・	6 ポイント	10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・	4 ポイント	5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ポイント	10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・	10 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施しようとする乳製品加工施設について、12月から翌年1月までの1日当たりの乳製品の製造量（アイスクリーム、発酵乳等含む）が5.5トン以上。 <table> <tr><td>7.5 トン以上・・・・・・・・・・・・</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>7.0 トン以上・・・・・・・・・・・・</td><td>4 ポイント</td></tr> <tr><td>6.5 トン以上・・・・・・・・・・・・</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>6.0 トン以上・・・・・・・・・・・・</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5.5 トン以上・・・・・・・・・・・・</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 	7.5 トン以上・・・・・・・・・・・・	5 ポイント	7.0 トン以上・・・・・・・・・・・・	4 ポイント	6.5 トン以上・・・・・・・・・・・・	3 ポイント	6.0 トン以上・・・・・・・・・・・・	2 ポイント	5.5 トン以上・・・・・・・・・・・・	1 ポイント
25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・	10 ポイント																								
20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・	8 ポイント																								
15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・	6 ポイント																								
10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・	4 ポイント																								
5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ポイント																								
10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・	10 ポイント																								
7.5 トン以上・・・・・・・・・・・・	5 ポイント																								
7.0 トン以上・・・・・・・・・・・・	4 ポイント																								
6.5 トン以上・・・・・・・・・・・・	3 ポイント																								
6.0 トン以上・・・・・・・・・・・・	2 ポイント																								
5.5 トン以上・・・・・・・・・・・・	1 ポイント																								

		<p>8 %以上 ····· 8 ポイント</p> <p>6 %以上 ····· 6 ポイント</p> <p>4 %以上 ····· 4 ポイント</p> <p>2 %以上 ····· 2 ポイント</p>	
乳製品	G 9	<p>・以下の①から②のうち1つを選択できるものとする。</p> <p>①目標年度又は2030年度までの乳製品（アイスクリーム、発酵乳等含む）の輸出累計額を補助金額で除した割合 (①=目標年度又は2030年度までの輸出累計額／補助金額)</p> <p>120%以上 ····· 10 ポイント</p> <p>115%以上 ····· 8 ポイント</p> <p>110%以上 ····· 6 ポイント</p> <p>105%以上 ····· 4 ポイント</p> <p>100%以上 ····· 2 ポイント</p> <p>②乳製品（アイスクリーム、発酵乳等含む）輸出の額又は量を輸出施設の取り扱う額又は量で除した割合 (②=輸出額（又は輸出量）／取扱額（又は取扱量）)</p> <p>9 %以上 ····· 10 ポイント</p> <p>8 %以上 ····· 8 ポイント</p> <p>7 %以上 ····· 6 ポイント</p> <p>6 %以上 ····· 4 ポイント</p> <p>5 %以上 ····· 2 ポイント</p>	<p>・以下の①から⑥までの中から1つを選択するものとする。</p> <p>①事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること 又は協議会の構成員であること ····· 5 ポイント</p> <p>②H A C C P 等認定を取得していること ····· 4 ポイント</p> <p>③ハラール認証を取得していること ····· 4 ポイント</p> <p>④輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること ····· 3 ポイント</p> <p>⑤輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること ····· 2 ポイント</p> <p>⑥輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること ····· 1 ポイント</p>
牛乳乳製品	H 1	<p>以下の①か②のうち1つを選択できるものとする。</p> <p>①目標年度までの期間の輸出累計額がおおむね補助金額に見合う水準となる ····· 5 ポイント</p>	<p>・以下の①か②のうち1つを選択できるものとする。</p> <p>①以下から、合わせて合計5ポイントまでを選択できるものとする。</p>

		<p>②輸出額（又は輸出量）が輸出施設の取扱額（又は取扱量）に占める割合がおおむね5%以上となる</p> <p>・・・・・ 2 ポイント</p> <p>加えて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU等向け輸出を含む取組であること ・・・・ 3 ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 直近3年間継続して輸出実績がある <p>・・・・・ 2 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近3年間の輸出額の平均 <p>1億円以上 ・・・・ 3 ポイント</p> <p>5千万円以上 ・・・・ 2 ポイント</p> <p>1千万円以上 ・・・・ 1 ポイント</p> <p>②以下のいずれかを選択できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員である <p>・・・・ 1 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出関係のセミナーに参加したことがある <p>・・・・ 1 ポイント</p>
牛乳乳製品	H 2	<ul style="list-style-type: none"> 以下の①か②のうち1つを選択できるものとする。 <p>①目標年度までの期間の輸出累計額が、補助金額のうち施設・設備の耐用年数に対する当該期間の割合で算出した額に見合う水準と概ね同等となる ・・・・・ 2 ポイント</p> <p>②目標年度の輸出額が概ね2億円を超える水準となる</p> <p>・・・・ 2 ポイント</p> <p>加えて、</p> <p>(牛乳乳製品)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU等向け輸出を含む取組であること ・・・・ 3 ポイント 	
牛乳乳製品	H 3	<ul style="list-style-type: none"> 以下の①から②のうち1つを選択できるものとする。 <p>①目標年度までの輸出累計額を、補助金額を施設・設備の耐用年数で除して更に当該年数を乗じた額で除した割合</p> <p>(①=目標年度までの輸出累計額／(補助金額／施設・設備</p>	

		<p>てカウントする。以下同じ。)</p> <p>・・・・・ (1か国・地域につき) 1 ポイント ベトナム、香港、台湾、シンガポール、タイ</p> <p>⑥施設整備により輸出品目を追加すること (新規の取組の場合、2品目目以降) ・・・ (1か国につき) 1 ポイント</p> <p>※品目数は貿易統計の輸出統計品目表に記載される統計番号の4桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。</p> <p>⑦輸出先国開催の商談会等に参加すること ・・・ 1 ポイント</p> <p>⑧有機 JAS 認証畜産物を取り扱うこと ・・・ 1 ポイント</p> <p>⑨GAP 認証畜産物を取り扱うこと ・・・ 1 ポイント</p> <p>⑩小売向けと外食向けの双方への輸出を含む取組であること ・・・ 1 ポイント</p> <p>⑪処理工程に自動化機械等を導入すること ・・・ 1 ポイント</p> <p>※現況値ポイントで②から④及び⑥を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。</p>							
牛乳乳製品	H 5	<ul style="list-style-type: none"> ・乳業施設における L L 牛乳等や乳製品の販売額を 2 % 以上増加 <table> <tr> <td>10%以上</td> <td>5 ポイント</td> </tr> <tr> <td>8 %以上</td> <td>4 ポイント</td> </tr> <tr> <td>6 %以上</td> <td>3 ポイント</td> </tr> </table> 	10%以上	5 ポイント	8 %以上	4 ポイント	6 %以上	3 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施する乳業施設における牛乳乳製品の販売額に占める L L 牛乳等や乳製品の販売額の割合が 20% 以上 50% 以上 ・・・ 5 ポイント 40% 以上 ・・・ 4 ポイント 30% 以上 ・・・ 3 ポイント
10%以上	5 ポイント								
8 %以上	4 ポイント								
6 %以上	3 ポイント								

		<p>4 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに乳業施設を整備する場合であって整備前の施設を有していない（現況地ポイントが 0 ポイント）場合は、乳業施設における牛乳乳製品の販売額に占める LL 牛乳等や乳製品の販売額を、事業実施初年度及び目標年度で比較した増加に応じて、10 ポイントを上限として加算する。 <p>60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 ポイント 58%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 56%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 54%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 52%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p>	<p>25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p>
牛乳乳製品	H 6	<ul style="list-style-type: none"> 乳業施設における LL 牛乳等や乳製品の製造コストを 2 %以上削減 <p>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施する乳業施設における 1 日当たりの LL 牛乳等や乳製品向け生乳処理量が 2 トン以上 <p>100 トン・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 40 トン・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 20 トン・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10 トン・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2 トン・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p>
配合飼料工場	I 1	配合飼料工場の再編を図ること	

別表3（都道府県加算ポイント）

別表2までに定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。

都道府県ポイントの内容	
食肉処理基幹施設整備事業について、当該施設整備に要する経費に対して都道府県等の自治体からの本事業以外の財政的支援がある計画に対しては、その額に応じて加算することができるることとする。	
国庫交付金の15%以上	15 ポイント
国庫交付金の10%以上	10 ポイント
国庫交付金の5%以上	5 ポイント
食肉処理基幹施設整備事業以外の事業について、当該施設整備に要する経費に対して都道府県等の自治体又は都道府県以上の区域を対象に活動する団体からの本事業以外の財政的支援がある計画に対しては、その額に応じて加算することができるることとする。	
3億円以上	5 ポイント
1億円以上	4 ポイント
5,000万円以上	3 ポイント
1,000万円以上	2 ポイント
おおむね500万円以上	1 ポイント

別表4（フラッグシップ輸出産地連携加算ポイント）

別表2から別表3までに定めるポイントに加え、食肉処理基幹施設整備事業、家畜市場再編整備支援事業、先進モデル的食鳥処理施設整備事業及び肉骨粉利用促進事業以外の事業について、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。

フラッグシップ輸出産地連携加算ポイントの内容	
輸出・国際局が定めるフラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輸国第256号）に基づきフラッグシップ輸出産地の認定を受けた産地の施設整備である場合は、2ポイントを加算できるものとする。	